“古筆”の方法

小松茂美

一、古筆とは

古筆とは本来古人の筆跡、あるいは、古い時代の筆跡というような意味をあらわす。したがって、古筆の範囲はきわめて多岐にわたり、その内容もさまざまである。古筆ということばの初見は、鎌倉末期近く、たとえば、尊円親王〈一二九八―一三五六〉の『入木抄』に「……其筆づかひのやうは、古筆をよく御覧候て」とあり、また『園太暦』（洞院公賢〈一二九一―一三六〇〉の日記）に「古筆経」の名が見えるなどである。が、かならずしも書跡にかぎらず、時として、絵画作品などにも用いられていたようである。しかし、書道史においては、平安時代から鎌倉中期頃までのかな書きの作品をとくにこの名に呼んでいる。したがって、この稿においては、その規定に従うこととしたい。

二、古筆鑑定の方法

古人の遺墨を尊重愛好する風習は、昔も今も変りはない。筆者が歴史上著名な人物であればあるほど、その尊重はさらに著しいものとなる。すでに、奈良時代に、中国舶載の王羲之をはじめとする多くの書跡を尊重してきたこと、また、例の「国家珍宝帳」（正倉院御物）に記載される聖武天皇や光明皇后の遺墨などが、当時から高い尊崇を受けて伝存してきた事実などに照らしても、その著しい風潮は容易に察せられる。

平安時代になると、数多くの記録が残されるが、なかでも『御堂関白記』（藤原道長〈九六六―一〇二七〉の日記）・『権記』（藤原行成〈九七二―一〇二七〉の日記）などの公卿日記には、そうした事実が散見される。

当時における筆跡の鑑定は、能書家によって行なわれるのが普通であった。その一例として、藤原行成五代の孫・定信〈一〇八八―一一五六？〉が、菅原道真の筆跡を鑑定した事実がある。藤原頼長〈一一二〇―一一五六〉が、日記・『台記』に、それを克明に記している（久安三年〈一一四七〉六月十二日条）。これによれば、まず、決め手になるべき確かな筆跡を座右に置いて、見較べながら点画の類字性を指摘したという。このほか、当時の書跡の尊重は、高名な能書の手になる筆跡の鑑賞もあるが、一面においては、信仰上（東京国立

博物館蔵の円珍書状の中で一～三字切りとりたる例）のための尊重という点についても見逃がしがたい。これら、それぞれの実例については、小著『平安朝伝来の白氏文集と三跡の研究』（墨水書房刊）に掲げたので、ここでは省略する。平安時代以後においても、書跡の尊重の風潮は変りなく、多くの人々の渇仰するところであった。その真偽の鑑定は、僧侶ならびに能書の公卿が行なっていたようである。時代の下降とともに遺墨の数がふえていくにつれ、鑑定の需要もまた多くなっていた。室町時代末期、茶の湯の流行とともに、茶席の掛物として筆跡が人々に喜ばれた。当初は、唐絵や墨跡を掛けるのが普通であったが、利休以後の茶室においては、古筆もその掛物として登場するようになる。季節感をもっとも重んずる茶席において、古筆は恰好の掛物であった。というのは、古筆は、さきに述べたとおり、そのすべてがかな書きであり、しかも、四季折々の風趣を詠みあげた歌切れであったから。それらは貴族生活を母胎として生まれたものだけに、限りない美しさを持っている。一冊あるいは一巻の巻物として伝来したものが、人々の熱烈な需要に応じて一紙一ページずつに切り離され、茶席の掛物として表装された。元来、筆跡というものは、たれが書いたかという点に大きな関心がある。もともと、一巻一冊として完存したものには、その伝称筆者が付けられていたが、それがこまかく切り離されてしまうと、筆者は忘れられて行く。そこで、この筆者をそれぞれに鑑定する職業鑑定人の必要が生じてきた。そして、誕生したのが、近世初頭における古筆家である。

(A)古筆家

烏丸光広（一五七九―一六三八）は近世初期における歌人として、また、政治家として、さらに屈指の能書として響いた。その歌道における門人・平沢弥四郎（一五八二―一六六二）は、筆跡鑑定の術をも授けられ、後年、出家して了佐と名乗った。豊臣秀次に仕え、かねて近衛龍山（前久・一五三六―一六一二）の知遇を受けた。さらに、鑑定の証印に使う「琴山」号の金印と「古筆」の家名を藤原惺窩（一五六一―一六一九）を介して関白秀次から受け、ここに古筆鑑定人として、初代古筆了佐が出現した。古筆家はその後、一子相伝によって鑑定の業を世襲したが、後に江戸に下り、幕府の寺社奉行の傘下に付属して柳営御用の古筆鑑定人となった。当時、古筆鑑定の業務は、かなりの権威と誇りをもったものとされ、歴世、それぞれ別家や門弟が一家を樹てた。古筆の鑑定は、当時のことばで〝古筆見（こひつみ）〟〝目利（めきき）〟といい、その業務を行なう人を〝古筆見〟と呼んだ。これら職業鑑定人のほかに、当時の上流社会においても、その術に長じた人は少なくなかった。たとえば、公卿では、近衛信尹（一五六五―一六一四）・烏丸光広・中院通村（一五八八―一六五三）・西洞院時慶（一五五二―一六三九）・近衛家凞（一六六七―一七三六）、僧侶では鳳林承章（一五九三―一六六八）などがおり、今日、それらの手に成る鑑定遺品や記録が少なからず残っている。また、後水尾天皇も古筆鑑定にすぐれていたという。

当時の鑑定は、だいたい、基準となるべき書跡と、「見較」（相互に比較すること）べることであり、その態度としては「閑覧」（心静かにじっくりと眺めること）ということを要諦としたという。したがって、これらは、鑑定人それぞれの主観が著しく、かならずしも正確な結果が出るものとは限らなかった。たとえば、後述する伝紀貫之筆「高野切古今集」（第一・二・三種）が、三人の異なった手に

よることは今日明らかであるが、すべて紀貫之一人の筆跡ときめているものなど、その好個の例となろう。したがって、これら古筆家の鑑定方法は、それぞれの勘と経験と伝統とに支えられたもので、今日的な見地からは、きわめて幼稚な鑑定方法といわなければならない。現在、古筆の大半に付けられた伝称筆者名を一気にはずすことは、分類の都合上、いたずらに混乱をまねく結果となる。

(B)古筆家以後

明治に入ると、書道の進展につれ、ことに和様書道の規範としては、前代の、たとえば瀧本流(これから発した千蔭流を含む)・御家流の低俗を脱却して、上代様(平安時代に行なわれた和様書道の高雅優麗な書風)の遺墨に目を転ずるようになった。なかでも、大口鯛二・多田親愛・田中光顕・東久世通禧などによって主催された「難波津会」は、大名・公卿に伝来した上代様の筆跡を持ち寄って研究することにより、大きな功績をあげた。そして、『書苑』(一〇三冊刊行)に精巧な図版(今日のコロタイプ版)を掲げ、それら相互の比較研究が、机上において容易に行なわれるようになり、その方法において、前項に述べた古筆家の印象批判的な比較研究からは、長足の進歩を遂げる結果となった。そして、明治・大正から昭和の初期にかけて、この研究方法は大きな進展を見せ、田中親美氏による各種の上代様書跡の複製事業が、さらにこれに拍車をかける結果となった。このような成果を踏まえて成ったのが、尾上八郎(号柴舟)の『平安時代草仮名の研究』(雄山閣刊)であり、これは当時、古筆研究としては、一頂点に達したものであった。が、およそ五百種にも余る現存の古筆を分類整理するという点においては、いまだ端緒を開いたというにすぎぬものであった。

一方、古筆は、その鑑賞の歴史の発生が茶席の掛物であったという点から、伝来を尊び、著しい高価な骨董価値を持ったため、実物を見ての研究というよりも、むしろ、お道具としての古筆という点に主眼が注がれたため、昭和の初年までは一般研究者には、閉ざされた彼方の世界のものでしかなかった。

三、古筆の分類と筆者推定の方法

従来の古筆は、それぞれ伝称筆者別に分類されて来た。しかし、前述のように、古筆家の鑑定が各自の主観に左右されたため、その書写年代の前後等についても、まったく顧慮されるところがなかった。まして、書写内容別に分類整理するということも試みられることはなかった。そこで、これらを分類するためには、つぎの二つの方法が考えられる。

(イ)書道史的分類

(ロ)国語・国文学的分類

前者は書風の特性を捉えて、そのおよその推定年代を把握することが、まず肝要である。しかも、これについては、つぎに述べるそれぞれの方法によって、それをある程度明確にできる。後者は、その書写内容をそれぞれ分類化することである。

今日、古筆として残る平安時代に書写された歌集はきわめて大ざっぱに数えて、

A 勅撰集

(イ) 古今集　二十種
(ロ) 後撰集　四種
(ハ) 拾遺集　三種

(ニ) 後拾遺集　二種

B 私撰集

(イ) 万葉集　六種

(ロ) 如意宝集　一種

(ハ) 麗華集　二種

C 私家集

(イ) 三十六人家集　本願寺本ほか

(ロ) 和泉式部集ほか　各種

等である。

これらを整理することによってテキスト的価値を高め、さらには、国語・国文学上における本文批判の上に多大の成果をもたらすことになる。今後の古筆研究は、これら(一)・(二)を綜合しながら研究を進めていくことが必要であるが、この項の目的としては、しばらく前者に主眼を置き、その個々にわたって方法をさぐってみよう。

(1)料紙

奈良時代に中国舶載の各種の料紙があったことは、容易に推定せられる。もちろん、すでにわが国においても高度な装飾料紙が作られていたことは、現存する正倉院御物中の色麻紙や、「正倉院文書」に見られる雑多な料紙の名前などからも、察せられる。平安時代に入り、遣唐使の廃止された後、舶来品は私的な交易により運上されており、対外交易の拠点たる太宰府の官人達から舶載紙が貴族のもとにたびたび贈られた記録が見られる。また、『源氏物語』・『枕草子』ほか、王朝文学の中にしばしば登場する高麗紙・唐紙などにより、その舶載がおびただしい数に上り、しかも、貴族に珍奇の目をもって迎えられたことがうかがえる。これらの記録を裏づけるものが、古筆の料紙として残っている。今日の書道史では、それは一様に唐紙（からかみ）の名で呼んでいる。その所産が大陸のもの、あるいは、わが国において倣製したものも混えられ、ともにこの名で呼ぶのが普通である。

ここで、古筆の分類規準の一つとして、料紙を問題にしたのは、この唐紙がその鍵となるからである。今日、現存する唐紙によると、唐草文様などを主とする宮廷衣服の文様を転用したもの、また、ごく僅かではあるが、蠟箋（色紙に版木を当てて強く摩擦して文様を摺り出したもの）の技法を用いたものもあり、その中には、北宋画院の風景や人物描写を表わしたものなどもある。これらが、それぞれの時代の貴族に常用され、高貴な調度手本の一つとして伝えられて、長い年月の間に奇跡的に伝存した。それらの相互の同類遺品の比較研究により、舶載の時期を推定する手掛りにもなる。たとえば、元永三年（一一二〇）の書写奥書をもつ「元永本古今集」（二冊・三井高大氏蔵）の中に用いられている七宝つなぎ文様の唐紙が、偶然にも「東大寺切三宝絵詞」（保安元年（一一二〇）書写奥書）に存在するということは、この唐紙が当時の舶載品の一群であったと知られるからである。

また、金銀砂子や切箔を撒いて装飾する技巧は、平安時代以降長く好まれた料紙の装飾方法の一つである。が、これも時代によって、その技巧に大きな趣好の変化が見られる。さらに、金銀泥（金銀粉を膠で溶いた顔料）の装飾下絵なども描き添えられたが、これとても同様である。これらの変化を巧みに比較して捉えることによっても、おのずから時代を狭めることが可能である。

(2)筆者の明確な資料の整理

およそ筆跡は、その執筆年齢や健康、あるいは精神状態などによって、多少の変化が生じるのが普通である。しかし、概して習練の果て、その手筋が定着した後には、おのずから個性をもつ。これをかりに筆跡の個性と呼ぶ。が、例えば、早卒に手紙を認めたものと、貴族の観賞を予期する調度手本の執筆では、その心構えに大きな差がある。したがって、揮毫されたものでも、到底同一人の筆跡とは見分けがたい場合すらある。しかし、実際には、現存する平安時代の筆跡は、自署のあるものはほとんどなく、かろうじて紙背文書として手紙類がわずかに残っているにすぎない。とは言え、たとえその執筆態度が心せくまま、後世に残ることを意識しない手紙にしても、筆者の確実な資料が存在するということは、筆跡研究の上においてきわめて有力な手掛りを与えることになる。したがって、これについては、広範囲な調査により、あらゆる筆者確実の資料を整理しておく必要がある。

(3)文献資料による推定

すでに述べたとおり、現存する古筆の原形は、いずれもが一巻一冊の写本として生まれたものであった。写本作業においては、まず、それが拠るべき親本が用意される。そして、転写を重ねていくうちに、書写者のおかす誤謬などにより起る幾とおりかの伝本の系統の整理が必要になり、それを追求していく上において、わが国の文献学は発達した。池田亀鑑博士の『古典の批判的処置に関する研究』(三冊・岩波書店刊)はその代表的なもので、藤原定家の筆写した「土佐日記」(前田育徳会蔵)を引例して、貫之自筆本を再建するという画期的な作業であった。しかし、諸本の系統を明らかにすべき奥書を備えるのは、平安時代末期以前の本にはほとんど見られない。まして、その奥書を通じて筆者を導き出せるような例は、きわめて稀である。が、僅かながら、そのような資料をもととして原筆者を探り出せる場合もある。当然ながら、古筆の研究にも、こうした方法が重要な一部分を占めている。同時に、たとえば藤原伊行の『夜鶴庭訓抄』(『群書類従』所収)の「能書人々」や、巻末に列記せられる門額ならびに大嘗会悠紀・主基屏風の色紙形の筆者名などのような傍証資料などからも、案外手掛りをつかむことができる。

(4)書写者の字母使用頻度率の調査

万葉がなが発生した当初においては、その数約一〇〇〇を数えたが、平安時代に入り、平がなの定着した時期においては、すでに三分の一に激減した。能書家が貴族の誂えに応じて写本作業を行なった場合においては、当然ながら、手の美しさを千変万化発揮したことが考えられる。文学においてもその記載は一再ならず見られ、前掲の『夜鶴庭訓抄』などにも、とくに冊子の揮毫についての口伝を残しているように、一巻一冊のうちに、同じ字母の繰り返しだけでは書の美を発揮することは困難であり、多様な字母を駆使することによって変化の妙を求めることができる。現存する古筆は、それぞれの執筆者が、こうした顧慮のもとに揮毫した会心の作品であった。もともと、字母の反復使用には、必ず潜在的な個性が見られるのが普通である。たとえば、われわれ中年以上の層における変体がな知悉の数は、それ以下の年層の比ではない。また、戦後の文字教育を受けた階層において用いる略字体が、かならずしも中年以上の人々に浸透しているとはかぎらない。とりわけ、かな書きの諸作家や明治に初等教育を受けた年層の人々のもつ字母の数は、今日の基本字

母四十七をはるかに越えることはいうまでもない。また、同じ一つの文字においても、その人が慣例として脳裏に定着している特定の字母以外のものは、日常の書写生活にほとんど用いられることはないというような現象をかれこれ考えると、字母のもつ個性というような問題が考えられるのではなかろうか。とすれば、書の美を競い、一ページのうち、あるいは一行のうちにおいても、線の変化を求めた王朝貴族においては、その字母の種類もかなりの数にのぼることが予想される。そこで、こうした種類の使用頻度を計上して、その頻度率を比較すれば、特定の個性を引き出すことが可能とならないであろうか。ただし、その頻度を計上する遺品が、たがいに同等分量であることが理想である。しかし、しばしば述べたように、現存する古筆は一部のものを除いては、ほとんどが断簡としてしか伝わらない。この数値が、かならずしも正確なものとならないことは自明である。が、これらの個性を導き出す一方法として、こうした点にも着目すべきであろう。

そこで、比較的同筆作品を残す一群が、十一世紀半ばから十二世紀半ばにわたって、およそ、つぎの一群の存在に気づく。ただし、同筆と認定するうえにおいては多少の問題を残すことがなくもないが、今日の書道史研究が到達した成果を基準としての整理であることを付記しておく。

A
1 伝紀貫之筆・高野切本古今和歌集〈第二種〉
2 伝紀貫之筆・桂宮本万葉集（断簡は伝源順筆梅尾切）
③ 伝藤原行成筆・雲紙本和漢朗詠集
4 伝藤原行成筆・関戸本和漢朗詠集
5 伝藤原公任筆・北山抄巻第三
6 伝源俊房筆・鳳凰堂扉色紙形
7 伝宗尊親王筆・永承四年内裏歌合〈十巻本〉
8 伝宗尊親王筆・永承六年内裏歌合〈十巻本〉
9 香紙法華経〈八巻〉（穂久邇文庫蔵）

B
1 藤原伊房筆・北山抄巻第三・四
2 伝藤原公任筆・十五番歌合
③ 伝藤原公任筆・藍紙本万葉集（巻第九・一〇・一八）

C
① 伝源俊頼筆・元永本古今和歌集
2 伝源俊頼筆・巻子本古今和歌集切
3 伝源俊頼筆・下絵拾遺抄切
4 伝源俊頼筆・後撰集切
5 伝藤原佐理筆・筋切本古今和歌集（裏面の断簡は通切）
6 本願寺本三十六人家集〈人麿集（断簡は伝藤原行成筆室町切）・貫之集上〉

D
1 伝藤原公任筆・金沢本万葉集
2 伝藤原公任筆・兼輔集切〈別本三十六人家集〉
3 伝藤原公任筆・詩書切
④ 本願寺本三十六人家集〈貫之集下（石山切）・順集（断簡は伝藤原公任筆・繧色紙または岡寺切）・中務集〉
5 久能寺経〈譬喩品〉
6 金粟王塔図色紙形（藤田美術館蔵）

E
1 伝飛鳥井雅経筆・今城切本古今和歌集
2 伝飛鳥井雅経筆・長谷切本和漢朗詠集
3 伝飛鳥井雅経筆・切箔切本和漢朗詠集
4 伝飛鳥井雅経筆・伴大納言絵巻詞書

5　伝飛鳥井雅経筆・源氏物語絵巻詞書――竹河・橋姫
⑥　伝飛鳥井雅経筆・二荒山神社宝蔵本後撰和歌集
7　伝飛鳥井雅経筆・年中行事絵巻詞書〈模本〉
8　伝飛鳥井雅経筆・彦火火出見尊絵巻詞書〈模本〉
F①　藤原伊行筆・葦手下絵和漢朗詠集

などである。これらの中にあらわれたかなの字母を前掲の○印の作品についてのみ調査集計したところによれば、

A　源兼行（推定）……二〇七
B　藤原伊房（推定）……九八
C　藤原定実（推定）……二五〇
D　藤原定信……一三六（但し4は「中務集」のみを調査計上した）
E　藤原教長（推定）……一〇三
F　藤原伊行……一二七

ということになる。これらのうち、Bは調査の対象となる遺品の残存が僅少であるため、必ずしも好個の例証とはなり得ないかも知れない。しかし、これらA～Fは、前述十一世紀半ばから十二世紀半ばに至る間に、それぞれ活躍を遂げた人達ばかりである。時代の下降につれて、字母が少なくなっている事実を見ることができる。たとえば、藤原俊成〈一一四―一二〇四〉のごときは、一二一というような少ない数字が出される。いま、これらの調査の対象となった作品は省略するが、一覧して字母の種類の多少におよその目安を置くために掲げたにすぎない。私はかつて、日光・二荒山神社に宝蔵する伝飛鳥井雅経筆「後撰和歌集」（一冊）の筆者推定のため、こうした方法を試みたことがあった。これらの詳細は、小著『後撰和歌集・校本と研究』（二冊・誠信書房刊）にゆずる。その結果、これらの字母の使用においては、著しく個人差のあることが明白となった。したがって、一群として伝わる同種の古筆の筆者を導くために、このような方法も、じつは意外に効果をもたらす一面のあることを見逃すことは出来ない。

(5)筆法の個性の光学的方法による把握

これはすでに述べた(2)と大いに関連する問題でもあるが、執筆時の年齢の差、あるいは、精神状態の相違、さらに書写目的の違いなどというものをも十二分に加味しながら考えなければならない。願うことならば、かりに、AとB、またAとC、あるいはCとBというように、互いに類似性の著しい書跡を比較する場合においては、ほぼ同一条件下に書かれたものであるということが望ましい。しかし、真跡と確認できる遺墨の少ない今日において、たとえば、歌集を写した古筆と書状の比較などによって、その類似性を見出さねばならないようなこともありうる。この場合、単なる印象批判的な比較というものでは科学性に乏しい。より効果を増大するものとして、運筆上の筆法の個性をそれぞれ注意深く熟覧比較する必要がある。むろん、遺墨によって字粒の大小、あるいは楷、行、草書の差があることはいうまでもない。しかし、毛筆というきわめて複雑さをもつ筆記用具によって書写した場合においては、穂先の開閉、あるいは、紙面に対する執筆の角度（直筆ならびに側筆による差）、また、老若による手動範囲の大小などさまざまな条件が加味されることはいうまでもない。その微妙な変化をとらえる一つの方法として、拡大写真（場合によっては顕微鏡写真）がきわめて効果的な威力を発揮する。そして、起筆・送筆・転折・撥ねなど、さまざまな書法上の特色を相互に比較することが出来るわけである。この点に注目した

私は、かつて、前述の「後撰和歌集」の筆者を探る上において、その試みを行なった（前掲著書）。さらに、伝称筆者名がそれぞれ入り乱れて誤伝する小野道風・藤原佐理・藤原行成などの真跡を整理する必要上、さらに、その方法に一歩を進めたものが、小著『平安朝伝来の白氏文集と三跡の研究』（三冊・墨水書房刊）である。こうした方法は、今後、古筆の研究にも当然応用されなければならない。

四、筆者の推定される古筆

現存する古筆で、その筆者名がほとんど知られないことについては、前述のとおりである。しかし、一・二については、その署名と書写年次を兼ね備えるものもあり、それらについては後述のとおりであるが、書写年次のみで署名の無いものもある。その例としては、

1、伝源俊頼筆・東大寺切三宝絵詞　一冊　関戸有彦氏蔵
「保安元年六月七日書うつしおはりぬ」とある。

2、伝源俊頼筆・元永本古今集　二冊　三井高大氏蔵
上巻の巻末に「元永三年七月廿四日」とある。

の二つである。

筆者名を推定し得るものを、つぎの三つに分類する。

A、自筆奥書によるもの

1、伝藤原行成筆・針切
これは「相模集」・「源重之子の僧の集」をそれぞれ書いたものである。現存するものはすべて断簡であるが、そのうち、六枚一冊の零本が伝わり、その巻末に「こなたはしげゆきがこのそうのしふなり　仁與」とある。この「仁與」というのが、おそらく筆者であろうが、その名乗りから推して、僧侶であろうと推定されるだけである。もっとも、この「仁與」の下の一字は文字の部分に虫損があって点画がはっきりせず、あるいは、「尊」の草書体にも見える。互いにその草書体が類似するので、いずれとも決しがたいが、これは従来の判読にしたがって、ひとまず「仁與」としておく。

2、藤原基俊筆・多賀切　一幅　陽明文庫蔵
『和漢朗詠集』を書写した巻物の断簡である。ところが、陽明文庫所蔵の一幅には、めずらしくその奥書が見える。「永久四年孟冬二日扶二老眼一點了　愚叟基俊」・「おなしとし月によみはてつ」とあるのがそれである。したがって、これと同筆である「山名切」（断簡）も基俊の筆跡であることが判明する。しかも、後者はその内容が『新撰朗詠集』であり、すこぶる装飾性に富んだ料紙に書かれたもので、撰者自筆本の存在を知ることができる。

3、藤原定信筆・朗詠抄切
これは巻物の断簡で、ほとんど類品がない。たまたま伝存する一紙に、「同日未刻染筆　申時終功　定信」と三行に書かれる自署が見える。ところが、この筆者には久安六年の年紀のある「般若理趣経」（書芸文化院蔵）ほか、きわめて確かな筆跡を残している。しかも、これと同筆作品は、さきの三の(4)に掲げたように、一群のものが伝存する。自然、これらは同一人の筆跡ということになるであろう。

B、奥書吟味によるもの

1、源経信筆・琵琶譜
琵琶の譜を書いたもので、経信の自署はないが、ほぼ同時代人である九条兼実の奥書によってその真跡として鑑定されており、きわめて信憑性は高い。これを経信の真跡と判定した場合には、「十巻本歌合」（陽明文庫蔵ほか分蔵）の中に混っている同筆（歌合題名目録・加

筆削除など）と見られるものは経信と想定できよう。経信が、この歌合を主催し、編集した藤原頼通の近臣の一人であることも、恰好な裏付けとなる。

2、承香殿女御道子筆「躬恒集」（本願寺本三十六人家集）

これには、むろん自署はない。しかし、その転写本の奥書により、この筆者名が導き出されることとなった。というのは、江戸時代末期の写本ではあるが、その奥書に

建長四年二月五日巳時書畢
以或貴所御本昨今兩日
馳筆一校了書様大旨併之
書本銘白
承香殿女御御筆云々
料紙色々唐紙色紙等切續破續
以泥下茂濃色紙には不被書其字難見故歟
青羅表紙泥繪滋書之
蓮華王院寶蔵御本云々

とあり、これにより承香殿女御の筆跡であることが推定されるのである。

3、藤原教長筆・今城切本古今集

現在、断簡として約八十枚を確認したが、古今集全巻の約十分の一にも満たない。この奥書の前半部に該当する断簡が三井家所蔵の手鑑中に発見され、治承元年に観蓮（藤原教長法名）が書写したことが明らかである。さらに、飛鳥井雅縁筆「諸雑記」（京都大学文学部研究室所蔵）により、この奥書の完全な姿が発見され、「今城切本古今集」は治承元年藤原教長（六十九歳）によって書写されたことが明らかにされた。したがって、さきの三の(4)に掲げた一群が、当然ながら教長の筆跡であることが明らかになった。しかも、それらを証明する方法として、三において述べたそれぞれの方法を併用した（小著『後撰和歌集・校本と研究』参照）。

C、その他

1、源兼行筆・平等院鳳凰堂扉色紙形

江戸初期に書かれた平等院に伝わる文書のうち、「真名本旧記」（浄土院蔵）や、「遠璧軒記」（黒川道祐著）の記載により、この色紙形の筆者として源兼行の名が見出せる。平等院の創建は、藤原頼通によって天喜元年（一〇五三）三月に完成した。当時、こうした寺院の門額や扉の色紙形は、当代名うての能書家が揮毫するのが通例であった。兼行は当代屈指の能書で、頼通のためにもしばしば清書の筆を執っている。かれが、この扉の色紙形の揮毫者に選ばれることは、むしろ当然のことであろう。ところが、兼行の自筆書状が、「九条家本延喜式」（東京国立博物館蔵）の紙背文書から発見され、その用筆や筆脈にきわめて多くの共通点を持っていることが明らかとなった。そして、さきの三の(4)に掲げた一群の同筆作品が存在することが明らかである。これら相互を、それぞれ㈡に述べた方法により、今日では源兼行という筆者名を表に出すことに成功したのである。これについては、かつて私は「高野切本古今集第二種書風の一群と源兼行」（陶説第六六号）に詳しく述べた。

2、藤原伊房筆・北山抄（巻三・巻七）　二巻　前田育徳会蔵

これも伊房（一〇三〇―一〇九六）と確認するには決定的な資料があるわけではない。その奥書に

〔巻三〕

承保三年八月十八日書始廿三日書了従小一条被借送本也
令定実校了

〔巻七〕

承保三年借小一条本七月晦日書始八月四日手書了
同五日令定実一校了

とある。その文面からみて、校合を下命したものは、おそらく定実の父・伊房であると考えられる。これらの考証については、飯島春敬氏の『古筆名葉集解説』(七条書房刊)・古谷稔氏「藤原伊房」(『ミュージアム』第一六九号)などに詳しい。

3、藤原定実筆・元永本古今集その他

「元永本古今集」は、この章の冒頭に述べたように、上巻の巻末に「元永三年七月廿四日」とあるだけで、この日にたれがどうしたというのか明らかでない。この筆者を定実に擬定することについては、早くから飯島春敬氏によって提唱されてきた。ただ、定実は『中右記』の元永三年正月二十二日の項に、「……又聞右京大夫定實朝臣依病一日出家……」とある記事が抵触する。というのは、当時は貴族が死に臨むと薙髪入道するのが通例であったから、かれもこの日ならずして他界したとも考えられる。とすれば、この「元永本古今集」は執筆不能であったはずである。しかし、これについては、小著『平安朝伝来の白氏文集と三跡の研究』において考証ずみである。したがって、さきの㈢の(4)Cに掲げた一群もすべて、この定実の筆跡になぞらえるのが今日の定説である。

五、むすび

以上、平安時代の古筆について、一つの試案として、筆者推定の方法を提起した。国文学の文献学的な分野においては、写本を扱うことが、まずその前提となる。中世以後、おびただしく残されたこれらの写本の伝称筆者の当否を決めることは、なかなか容易なことではない。しかし、さきの㈢に掲げた方法を、それぞれに適合すれば、あるいは、より適正度の高い筆者が得られるかも知れない。むしろ、中世以後のものにおいては、それぞれの真跡の伝存の数も多いので、より一層この方法が可能となるであろう。

〔付記〕

この稿の下命を築島裕博士から受けたのは、去年秋十月十一日の東京国立博物館の東洋館開館日の陳列場でのこと。その時は人ごみの中で、迂闊にも十二月末日という締め切りで高をくくっていたため、何とかなると思っていた。ところが、十二月に入ると、私が高恩を受けた木村青山翁の他界、ついで年が明けるとすぐ浅野館長の訃……という風に、まことに公私混乱をきわめた。その後、編集部の督促を気にしながらも無視するようなはめとなっていた。ところが、一月二十八日輪禍で骨折・打撲ということで入院生活を余儀なくされた。気にかかる折しも折、再度築島博士からの速達を受け取った。ベッドの周辺には、一冊の参考書もなく、また、それを積むべき寸尺の余地もないままに、口述を思い立った。同僚古谷稔君と荊妻が勤務後の、あるいは見舞客を縫ってかろうじて筆録したものが、この小稿である。骨折の痛みに身動きのならぬまま、十五分三十分と、わずかな口述を点綴して成ったもので、いちいち、記録や資料をあたることが出来なかった。まことに汗顔三斗の思いである。

—東京国立博物館書跡室長—